

○売却条件

以下の売却条件を満たす前提でのお取引となります。各物件情報と併せてお読みください。条件内容にご不明点等ございましたら、お問合せください。

売却対象面積	本物件の売買対象面積は、登記記録記載面積とします。なお、実測面積と差異が生じたとしても実測精算は行いません。未登記建物に関しては、登記完了後の引渡となります。
瑕疵担保責任	売主は本物件について隠れたるか否かに拘らず、一切の瑕疵（地中障害物、土壌汚染等）につき、その担保責任を負わないものとします。
境界及び越境物	本物件について測量並びに境界明示を行わないものとし、越境物がある場合でも現状のまま引き渡します。なお、売主は本物件引渡後、境界や越境物について隣接地と紛争が生じたとしても、一切の責任を負いません。
地盤(地質)調査及び地中埋設物調査	本物件は、地盤(地質)調査及び地中埋設物調査を今後一切実施せず引き渡します。
残置物	本物件に残置されている動産等については、売主が指定するものを除き、現状のまま引き渡すものとし、買主において適法に処分していただきます。
固定資産税	本物件に賦課される固定資産税については2024年1月1日を起算日とし、引渡完了日を以って区分し精算します。
支払方法・売買代金の決済方法	売買契約締結時の手付金の取り交わしは無しと致します。
資金証明の提出	応札に際しては、本物件を購入することが十分可能であるかを確認させていただくため、資金証明や融資条件のご提出をお願いすることがあります。なお、場合によっては会社謄本及び会社案内を提出していただきます。
その他条件	物件は、現況有姿（あるがままのすがた）の引渡しです。工作物や樹木等（看板は除く）はそのままの引渡しとなります。本物件の入札に当たって、融資利用特約及び開発許可特約を条件とすることはできませんので、予めご了承願います。

○その他

- ①原則として最も入札額(手数料等控除後。以下同じ。)の高い提示をいただいた先に優先交渉権(売渡承諾書)が付与されます。なお、希望売却価格以下での入札の場合には、売主側で協議の上、優先交渉権を付与しない場合があることに御留意ください。
- ②開札後、速やかに契約手続きを行うものとし、契約手続きで使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- ③物件引渡しは、建物が未登記である場合は登記手続き完了後に行うものとし、いずれも売主負担で行っております。
- ④売買終了後の登記移転手続きは買主で行ってください。
- ⑥本入札参加者が、競争参加資格者に該当しないと判断した場合には、本入札手続きに参加する資格を直ちに失うとともに、これにより売主が損害を被った場合には、その損害を賠償する義務を負います。また、入札参加資格の喪失については、一切の異議・苦情の申出は受け付けません。